

市第76号議案

令和元年度横浜市一般会計補正予算（第1号）

元号を定める政令（平成31年政令第143号）の施行に伴い、「平成31年度横浜市一般会計予算」の名称を「令和元年度横浜市一般会計予算」とし、元号による年表示を「令和」に読み替えるものとする。

令和元年度横浜市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,491,172 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,764,997,555 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（市債の補正）

第3条 市債の変更は、「第3表 市債補正」による。

令和元年9月3日提出

横浜市 市長 林 文子

提 案 理 由

政策費等を補正したいので提案する。

## 第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
13 地方特例交付金		9,098,000 <sup>千円</sup>	△ 61,786 <sup>千円</sup>	9,036,214 <sup>千円</sup>
	2 子ども・子育て支援臨時交付金	4,444,000	△ 61,786	4,382,214
18 国庫支出金		321,774,320	2,504,398	324,278,718
	1 国庫負担金	272,195,028	2,094,157	274,289,185
	2 国庫補助金	48,307,869	410,241	48,718,110
19 県支出金		83,281,855	32,400	83,314,255
	2 県補助金	17,423,762	32,400	17,456,162
23 繰越金		1	738,974	738,975
	1 繰越金	1	738,974	738,975
24 諸収入		75,059,004	94,186	75,153,190
	5 雑収入	15,583,214	94,186	15,677,400
25 市債		171,962,000	183,000	172,145,000
	1 市債	171,962,000	183,000	172,145,000
歳入合計		1,761,506,383	3,491,172	1,764,997,555

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		121,667,646 <sup>千円</sup>	260,000 <sup>千円</sup>	121,927,646 <sup>千円</sup>
	1 政策費	19,224,985	260,000	19,484,985
6 こども青少年費		297,121,314	97,200	297,218,514
	2 子育て支援費	176,471,737	97,200	176,568,937
11 都市整備費		19,595,178	677,439	20,272,617
	1 都市整備費	19,595,178	677,439	20,272,617
12 道路費		90,336,751	1,733,544	92,070,295
	2 道路整備費	62,000,065	1,733,544	63,733,609
13 港湾費		21,104,720	850,000	21,954,720
	2 港湾整備費	13,114,583	850,000	13,964,583
15 教育費		254,985,480	△ 127,011	254,858,469
	8 教育施設整備費	31,134,531	△ 127,011	31,007,520
歳 出 合 計		1,761,506,383	3,491,172	1,764,997,555

市第76号

## 第2表 債務負担行為

### 1 新たに債務負担行為をするもの

事 項	期 間	限 度 額
I R（統合型リゾート）に関するアドバイザー業務委託契約の締結に係る予算外義務負担	令和2年度から 令和3年度まで	限 度 額 140,000千円

## 2 本年度に債務負担行為をしたものの変更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
主要地方道原宿六ツ浦の工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和2年度から令和4年度まで	限度額 5,700,000千円	令和2年度から令和5年度まで	限度額 7,700,000千円
緑園義務教育学校整備工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和2年度	限度額 2,100,000千円	令和2年度	限度額 2,400,000千円

市第76号

3 過年度に債務負担行為をしたものの変更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
末吉橋架替工事 請負契約の締結 に係る予算外義 務負担	令和元年度から 令和10年度まで	限度額 4,500,000千円	令和元年度から 令和10年度まで	限度額 5,000,000千円

第3表 市債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
道路特別 整備費	3,299,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。起債の時期は令和元会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。 外国通貨により起債する場合には、その限度額は、前記金額の全部または一部を、起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。また、この場合において、市債証券を紛失または滅失したものに交付するため必要あるときは、限度額欄に規定するもののほか、市債証券を発行することができる。	5.0%以内	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。	4,450,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。起債の時期は令和元会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。 外国通貨により起債する場合には、その限度額は、前記金額の全部または一部を、起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。また、この場合において、市債証券を紛失または滅失したものに交付するため必要あるときは、限度額欄に規定するもののほか、市債証券を発行することができる。	5.0%以内	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。
街路整備費	10,940,000				11,306,000			
道路費 負担金	11,174,000				9,517,000			
ふ頭整備費	2,179,000				2,629,000			
小・中学校 整備費	6,889,000				6,762,000			
計	171,962,000							